平成２３年（再イ）第９号
山口県岩国市山手町４丁目２番23号
再生債務者　清水　誓子
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月６日まで
平成24年５月16日　山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（再イ）第１３４号
北九州市小倉南区平尾台１丁目５番28号
再生債務者　瀬来　嗣雄
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月６日まで
平成24年５月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（再イ）第４２号
広島市東区上大須賀町１番12―501号　プログレスＹ、開始決定時の住所広島市東区二葉の里２丁目３番３－２―104号
再生債務者　鈴木　　哲(開始決定時の姓酒井)
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月13日まで
平成24年５月16日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第３７号
山口県下関市丸山町４丁目４番１―1001号
アドバンス21丸山
再生債務者　藤山　清巳
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年10月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月11日
山口地方裁判所下関支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
奈良県大和郡山市筒井町465番地１　サンビレッジ筒井Ｃ棟201号
再生債務者　髙橋　伸幸
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月18日から平成24年７月２日まで
奈良地方裁判所
平成２４年（再ロ）第７号
神奈川県藤沢市柄沢204番地　ソレアード湘南Ｂ102
再生債務者　鷺谷　亮一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（再ロ）第２号
北九州市門司区中二十町９番１号
再生債務者　長尾　孝弘
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月20日から平成24年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号
岐阜県羽島郡岐南町野中５丁目58番地
再生債務者　太田　　剛
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月６日まで
平成24年５月16日　岐阜地方裁判所
平成２３年（再ロ）第１００００４号
長崎県佐世保市江迎町中尾146番地６
再生債務者　住徳　忠之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月11日まで
平成24年５月14日
長崎地方裁判所佐世保支部
平成２４年（再ロ）第１６号
大阪府茨木市真砂１丁目13番12号
再生債務者　桐島　広行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月12日まで
平成24年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（再ロ）第１号
愛媛県越智郡波方町小部甲706番地
再生債務者　菊川　徳子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月13日まで
平成24年５月16日　松山地方裁判所今治支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第４号
鳥取県倉吉市山根430番地２
再生債務者　天野　重利
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月14日　鳥取地方裁判所倉吉支部
平成２３年（再ロ）第１１号
沖縄県糸満市字糸満1107番地
再生債務者　山入端刀己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月16日
那覇地方裁判所民事第３部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年五月十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://hokkaido.misawa-homeing.co.jp/
（乙）http://misawa-homeing-hokkaido-na.jp/
平成二十四年五月二十四日
北海道札幌市白石区本通二丁目北一番三五号
（甲）ミサワホームイング北海道株式会社
代表取締役　渡辺　道広
北海道旭川市豊岡一条四丁目一番一五号
（乙）ミサワホームイング北海道ＮＡ株式会社
代表取締役　渡辺　道広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年五月八日
掲載頁　八十七頁（号外第一〇一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年五月八日
掲載頁　八十七頁（号外第一〇一号）
平成二十四年五月二十四日
宮城県石巻市魚町三丁目一一番地の三
（甲）東洋冷凍株式会社
代表取締役　菅原　謙二
（連絡先）宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字向山五三番地の八
宮城県気仙沼市赤岩港一〇六番地
（乙）サンリク東洋株式会社
代表取締役　佐々木　晃